

(様式5) 終了事業後評価調査

(評価年度 平成29年)

(最終年度中間評価 平成28年)

評価確定日(平成29年 05月 12日)

事業コード	0020105	政策コード	02	政策名	県民総参加による環境保全対策の推進
事業名	廃棄物リサイクル拠点施設整備支援事業	施策コード	01	施策名	環境保全と循環型・低炭素社会の形成
		指標コード	05	施策目標(指標)名	循環型社会形成の推進
部局名	生活環境部	課室名	環境整備課	班名	調整・循環型社会推進班
				(tel)	1622
				担当課長名	川村之聡
				担当者名	伊藤一恵
評 価 対 象 事 業 の 内 容					
				事業年度	平成8年度 ~ 平成28年度

1-1. 事業実施の背景(施策目標の達成のためになぜこの事業が必要であったのか)
 本県における廃棄物のリサイクルを推進していく上では、一般廃棄物のリサイクル拠点の整備・充実が大前提となるが、その推進主体となる市町村や一部事務組合が単独で取り組むには、財政面での負担が過大となる。また、そうした拠点となる施設を広域的に配置・整備する場合においても事情は同様である。
 県内では、平成8年度以降、このような施設が4箇所に整備されたが、平成16年度までの国の補助金制度では整備費に対する補助割合が1/4しかなく、これらの設置市町村等の負担軽減を図るため、県が上乘せして支援したものである。

1-2. 外部環境の変化及び事業推進上又は完了後に明らかになった問題点
 容器包装リサイクル法が制定されて20年が経過し、排出量抑制や再商品化費用の義務負担などリサイクル制度の見直しが行われている。
 また、リサイクル拠点施設の整備経費に対する国の補助制度が、平成17年度以降、交付金制度に変わり、従来の補助割合1/4から交付割合1/3へと拡充されたことから、当該年度以降、県の補助は廃止している。

2. 住民満足度の状況(事業終了後に把握したもの)
 満足度を把握した対象 受益者 一般県民 (時期: H29年 04月)
 満足度の把握方法
 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット
 その他の手法 (具体的に)
 満足度の状況
 実施主体である市町村等からは、国庫補助制度に加えた県独自の補助により、リサイクル拠点施設の整備が促進されたと評価されている。

3. 事業目的(どういう状態にしたかったのか)
 リサイクル拠点施設の充実により容器包装廃棄物のリサイクル体制構築を促進し、廃棄物の減量化とリサイクルを進める循環型社会の形成を推進していく。

4. 目的達成のための方法
 事業の実施主体
 市町村及び一部事務組合
 事業の対象者・団体
 市町村及び一部事務組合
 達成のための手段
 市町村又は一部事務組合が、国の廃棄物処理施設整備事業補助金と一般廃棄物処理事業債を活用してリサイクル拠点施設を整備した場合に、毎年度の起償償還のうち、交付税措置される分を除いた償還額の1/2について、償還満了までの債務負担を設定し補助する。ただし、平成17年度以降の整備については補助対象としない。

5. 前回評価における指摘事項等
 指摘事項
 指摘事項への対応

6. 事業の内容
 事業概要及び推進状況
 湯沢雄勝広域市町村圏組合(平成8年度)、秋田市(平成9~10年度)、北秋田市(平成11年度)、大仙美郷環境事業組合(平成11~13年度)のリサイクル拠点施設整備に係る起償償還に対し補助を行った。
 平成24年度以降は毎年補助額が低減し、平成28年度で補助を終了した。

事業費等		単位(千円)	
内 訳		当初計画事業費	最終事業費
廃棄物リサイクル拠点施設整備支援事業		640,776	585,595
事業費計		640,776	585,595
財源内訳	国庫補助金		
	県債		
	その他		
	一般財源	640,776	585,595

当初計画及び最終の事業費比較
 最終事業費 / 当初計画事業費 =(0.91)

7. 事業の効果及び課題の改善状況

リサイクル拠点施設の整備には市町村等の大きな財政負担を伴うが、国庫補助制度に加えた県独自の補助により、リサイクル拠点施設の整備が促進され、一般廃棄物の減量化や再生利用の拡大など本県における循環型社会形成の推進に寄与した。

なお、国の補助制度の拡大により、平成17年度以降の新規整備に対して県の補助は行っていないが、国の補助割合が少ない時期に整備した施設については、実施主体の負担が大きく県の補助を見込んだ起債償還計画になっていたため、償還完了まで補助を継続した。

8. 事業の効果을把握するための手法及び効果の見込み

指標名	リサイクル率(単位: %、19年度から実績値の把握手法に変更あり)								指標の種類	
指標式	$(\text{資源化量} + \text{集団回収量}) / (\text{市町村処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$ 17年度は計画策定年度のため、翌年度12月以前に数値把握。通常翌年度3月								成果指標 業績指標	
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当										
指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	全体		
目標a	24.1	24.1	24.1	24.1	24.1	24.1	24.1	24.1		
実績b	15.7	16.4	17.7	16.9	16.2	16.2				
b/a	65.1%	68%	73.4%	70.1%	67.2%	67.2%	0%			
データ等の出典	環境省「一般廃棄物処理実態調査」									
把握する時期	当該年度中		月	翌年度	03月	翌々年度	月			

指標名									指標の種類	
指標式									成果指標 業績指標	
年度別の目標値(見込まれる効果) 低減目標指標 該当 非該当										
指標	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	全体		
目標a										
実績b										
a/b										
データ等の出典										
把握する時期	当該年度中		月	翌年度	月	翌々年度	月			

指標を設定することができなかった場合の効果の把握方法

指標を設定することが出来なかった理由

成果(見込まれる効果)

所管課の評価				評価結果	
有効性の観点	住民満足度の状況	a	b	c	A B C
	【b又はcの場合の分析】				
	事業の効果	適用の可否 可 不可			
効率的性の観点	a 達成率100%以上	b 達成率80%以上100%未満	c 達成率80%未満		A 1.0~ B 0.8~ 1.0 C ~0.8
	【b又はcの場合の理由】				
	平成28年度のリサイクル率が未集計であるため、達成率データが現時点で未確定である。				
総合評価	事業の経済性の妥当性	適用の可否 可 不可			A 1.0~ B 0.8~ 1.0 C ~0.8
	a 1.0~	b 0.8~1.0	c ~0.8		
	$\left[\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right] / \left[\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画事業費}} \right] =$				
【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】					
平成28年度の効果未集計であるため、事業の経済性は現時点で計れない。					
A (妥当性が高い) B (概ね妥当である) C (妥当性が低い)					
リサイクル拠点施設の整備に係る起債償還に対し補助を行うことにより、リサイクル拠点施設の整備が促進され、一般廃棄物の減量化や再生利用の拡大など本県における循環型社会形成の推進に寄与した。					
評価結果の類似事業への反映状況等(対応方針)					
政策評価委員会意見					

終了事業事後評価判定点検表

(様式5-1)

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準		配点	評価結果		
					1次	2次	
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a	住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	2	A:有効性は高い (4点) B:有効性はある (1~3点) C:有効性は低い (0点)	
		b	住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が高くない	1			
		c	住民満足度等を把握していない	0			
	二 事業目的の達成状況	a	目標値に対する達成率が全て100%以上	2	1	1次	2次
		b	a、c以外の場合	1			
		c	目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0			
計				4	3	B	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a	当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2	1	A:効率性は高い (2点) B:効率性はある (1点) C:効率性は低い (0点)	
		b	a、c以外の場合	1			
		c	当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0			
	計				2	1	B

(注) 事業経済性の算定式

$$\left(\text{事業終了後の効果} / \text{最終事業費} \right) / \left(\text{当初計画時の効果} / \text{当初計画時事業費} \right)$$

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標の実績値をいう。なお累積の実績値を設定している場合は、前年度からの差し引きによる「単年度増加分」を実績値として用います。

(2) 総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合	B	2次
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		